

農地法第3条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

長万部町農業委員会会長 様

譲渡人（貸主）住 所

職 業

氏 名

㊞

生年月日 年 月 日

譲受人（借主）住 所

職 業

氏 名

㊞

生年月日 年 月 日

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、
業務の内容、名称及び代表者の氏名〕

農地（採草放牧地）について、所有権（地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、経営委託による権利その他の使用及び収益を目的とする権利）の移転（設定）の許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所 在 地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 〔現所有者が登記簿 と異なる場合には、 その氏名又は名称〕	所 有 権 以 外 の 使 用 収 益 権 が 設 定 さ れ て い る 場 合	
	登記簿	現況			権利者の氏 名又は名称	権 利 の 種 類
				[]		
				[]		
計	田					
	畑					
	農地計					
	採草放牧地					

2 権利を移転（設定）しようとする理由

(1) 譲渡人（貸主）

(2) 譲受人（借主）

3 権利を移転（設定）しようとする契約の内容

契約の種類	土地引渡し の時期	対価、賃料等の額 [10アール当たりの額]	資金調達の方法	その他
	年 月 日	円 []		年 月 日 より 年間

注 資金調達の方法が、農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等（住居及び生計を一にする親族（療養、就学等により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。）が、現に所有し、又は使用収益権を有する経営地の状況（農地法第3条第2項第1号・第5号関係）

所有地		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地 面積（㎡）	
	自作地①						
	貸付地						
		所 在	地 番	地 目		面 積	状況・理由
				登記簿	現況	（㎡）	
	非耕作地						

使用収益権を有する土地		農地面積（㎡）	田	畑		樹園地	採草放牧地 面積（㎡）
	借入地	③					④
	貸付地						
	所 在	地 番	地 目		面 積 （㎡）	状況・理由	
			登記簿	現況			
非耕作地							

	農地面積計 (㎡)	採草放牧地面積計 (㎡)	経営地面積合計 (㎡)
経営地合計	⑤＝①＋③	⑥＝②＋④ —	⑤＋⑥
備 考			

注 1 「自作地」欄及び「貸付地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。

2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載すること。

3 「備考」欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。

5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況（農地法第3条第2項第1号関係）

(1) 作付(予定)作物及び作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の面積(㎡)								

(2) 大農機具又は家畜

種類					
数量					
確保しているもの 所有 リース					
導入予定のもの 所有 リース (資金繰りについて)					

(3) 農作業に従事する者の状況

ア 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他（ ）

イ 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）

現在： 人（農作業経験の状況： ）

増員予定： （農作業経験の状況： ）

ウ 臨時雇用労働力（年間延人数）

現在： 人（農作業経験の状況： ）

増員予定： （農作業経験の状況： ）

エ アの個人として権利を取得しようとする者、イの世帯員等その他常時雇用している労働者及びウの臨時雇用労働者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定し、又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

注1 「大農機具」とはトラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を、「家畜」とは牛、豚、鶏等をいう。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載すること。

6 信託の引受け該当の有無（農地法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得

有	無
---	---

注 該当するものを○で囲むこと。

7 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（農地法第3条第2項第4号関係）

（1） その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

（2） 年齢

（3） 主な職業

（4） 権利取得者との関係

(5) その者の農作業への従事状況

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
その行う耕作又は 養畜の事業に必要な 農作業の期間												
その者が農作業に 常時従事する期間												
その者が農作業に 常時従事する年間 日数												

注1 該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示すこと。

- 2 「その者が農作業に常時従事する期間」欄には、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にある期間を示すこと。

8 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）（農地法第3条第2項第5号関係）

次の事項のいずれかに該当する場合は、該当するものにレ印を付すこと。

- ☐ 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- ☐ 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下らないものである。
- ☐ 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

注1 農地法施行令第6条第1項第1号又は第2項各号に該当する法人は記載不要

- 2 「所要の面積」とは、2ヘクタールとする。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は、当該面積とする。

9 転貸が認められる場合への該当の有無（農地法第3条第2項第6号関係）

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（以下「賃借人等」という。）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、次の事項のうち該当するものにレ印を付すこと。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容： 、裏作の作付内容： ）
- ☐ 農業生産法人の常時従事者である構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

10 周辺地域との関係（農地法第3条第2項第7号関係）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを○で囲むこと。

- (1) 地域の水利調整への参加： 参加 不参加 該当なし
- (2) 農薬の使用状態： 農薬使用 減農薬 無農薬
- (3) 地域の共同防除活動への参加： 参加 不参加 該当なし
- (4) 遺伝子組換え作物の栽培予定： あり なし
- (5) 5の作付（予定）作物の栽培： 連作 一部連作 輪作
- (6) (5)で、連作又は一部連作に○を付した場合には、当該農地及び周辺農地への土壌障害等の影響を回避する方法について記載すること。

- (7) この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項について、その内容を記載すること。

（記載要領）

- 1 申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署する場合は、押印を省略することができること。
- 2 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書を添付すること。

ただし、独立行政法人及び地方公共団体の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書の添付は不要とする。

- 3 申請書は3部提出すること。ただし、申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を加えること。
- 4 権利を取得しようとする者が農業生産法人の場合は、別紙1を添付すること。
- 5 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が使用貸借又は賃貸借の申請を行う場合は、別紙2を添付すること。
- 6 申請の際には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書（1部）を提出するほか、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の当該右欄に掲げる書類又は図面を提出すること。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が経営委託により権利を取得するとき。	付表1 経営委託に係る権利設定調書 (2部)
農地法施行令第6条第2項第3号に該当するとき。	付表2 乳牛等の飼育法人関係権利移転 (設定)調書 (2部)
上記以外の場合で農業生産法人以外の法人(農地法第3条第3項の規定の適用による申請者を除く。)が権利を取得するとき。	付表3 一般法人関係権利移転(設定) 調書 (2部)
地下・空間を目的とする地上権を取得するとき。	付表4 地下・空間を目的とする地上権 設定(移転)調書 (2部)
許可申請地が信託財産のとき。	付表5 信託財産に係る権利移転(設定) 調書 (2部)
農地保有合理化法人が農業生産法人に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき。	付表6 農業生産法人への出資・持分譲 渡調書 (2部)
所有権以外の権原に基づいて事業に供されている農地等につき、その者以外の者が所有権を取得しようとするとき。	付表7 貸借権等に基づき事業に供されて いる農地等の権利移転調書 (2部)
農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃貸借による権利を取得するとき。	農業経営規程及び農協法第11条の31第3 項又は第5項の規定による手続きを証す る書面 (2部)
権利取得者が景観整備機構であるとき。	景観法第56条第2項の規定により市町村 長の指定を受けたことを証する書面 (2部)
単独申請をするとき。	判決書、認諾調書、裁判上の和解調書、 家事審判書、家事調停調書、民事調停調 書(判決書又は審判書にあつては、判決 確定証明又は審判確定証明が添付されて いるものに限る。)、競売調書、公売調 書又は遺言書、遺言検認書、遺言公正証 書若しくは遺言確認書の謄本 (1部)
一筆の土地の一部について権利移転(設定)しようとするとき。	その土地の特定に必要な実測図(4部(申 請人が2人を超える場合は、その超え る人数に相当する数を加えた部数))
賃借権若しくは使用貸借による権利を譲渡し、又は転貸しようとするとき。	所有者の承諾書 (1部)

使用貸借又は賃貸借に係る追加記載事項（農地法第3条第3項関係）

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合又はその者若しくはその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、次の事項について記載すること。

1 適正な利用を確保するための契約条件の状況（農地法第3条第3項第1号関係）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを（確約します。・確約できません。）

注1 括弧内の該当するものを○で囲むこと。

2 当該条件が記されている契約書の写しを添付すること。

また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙（借主）は、その終了の日から〇〇日以内に、甲（貸主）に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当であること。

2 地域との役割分担の状況（農地法第3条第3項第2号関係）

地域の農業における他の農業者との役割分担について、担う予定の項目にレ印を付すこと。

なお、確約書等を締結している場合には、その写しを添付すること。

- ☐ 地域農業の維持発展に関する話し合い活動に参加する。
- ☐ 貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めに遵守する。
- ☐ 鳥獣害被害対策への協力を行う。
- ☐ 上記の役割を担うため、耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも1名をその任に当たらせる。
- ☐ 地域において、中山間地域等直接支払制度における集落協定その他の協定等が締結されている場合には、その協定等の名称及び参加の意向について記載すること。

[]

3 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名、役職名及び住所並びにその法人の行う農業への従事状況（農地法第3条第3項第3号関係）

（1） 氏名

（2） 役職名

（3） 住所

（4） その者の農業への従事状況

その法人が農業（労務管理、市場開拓等も含む。）を行う期間：

年 箇月

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間：

年 箇月（直近の実績）

年 箇月（見込み）

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている日数：

年 日（直近の実績）

年 日（見込み）